

藤岡基署発 1203 第 2 号
令和 2 年 12 月 3 日

事業者各位

藤岡労働基準監督署長



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底等について

平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「新しい生活様式」の実践などにより取り組んでいただいておりますが、全国的に第3波とも言える感染が広がってきており、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示す警戒度も「レベル3」に引き上げられたところです。また、群馬労働局管内の新型コロナウイルス感染症に関する労災支給決定件数も、令和2年11月25日現在で16件に及んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みが一層求められる状況にあります。

このような中、当署管内においても、建設工事現場で初めての集団感染（クラスター）の発生が確認されています。

厚生労働省では、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を作成して活用を呼び掛けていますが、先般、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなど、内容を改訂しています。

また、感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が高まることも予想されます。

つきましては、本通知添付の新型コロナウイルス関連と年末年始無災害運動の資料をご活用いただき、新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、無事故で明るい新年を迎えることができるよう、安全衛生活動の促進をお願いいたします。